

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月21日（平成28年（行情）諮問第35号）

答申日：平成28年4月26日（平成28年度（行情）答申第29号）

事件名：「航空安全情報」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

『航空安全情報』2015年4月ないし同年6月号。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。』（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の3文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1	航空安全情報	2015年4月号	No. 503（表紙のみ）
文書2	航空安全情報	2015年5月号	No. 504（表紙のみ）
文書3	航空安全情報	2015年6月号	No. 505（表紙のみ）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年9月3日付け防官文第13527号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して

いるか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

（2）意見書

「利用又は保存されている状態になく」との諮問庁主張を真に受けるわけにはいかないので、審査会が確認することを求める。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要ないものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

しかしながら、過去の諮問庁の「前科」を見る限り、この主張を額面どおり信じるわけにはいかない。

諮問庁は過去において「防衛大学校防衛学館図書室が所蔵している事実は確認されたものの、行政文書として所有している事実は確認できなかったため、不存在であると判断した」（平成22年度（行情）答申第75号2頁）という珍妙な主張を行い、「同21年度（行情）答申第96号における諮問庁の説明は事実を隠蔽しようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」（上記答申5頁）との批判を受けている。

このような指摘を受けながら諮問庁では、こうした隠蔽工作に関わった職員に対して何ら処分を行っておらず、「隠蔽しても責任は問われない」という組織風土を残している。

このような組織風土ないし体質に染まった諮問庁の主張を、検証することなく、うのみにすることは極めて危険と言わざるを得ない。

事実、上記答申以後も諮問庁は、「組織全体として不都合な事実を隠蔽

しようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」（平成25年度（行情）答申第233号31頁）との指摘を受けている。

以上の理由から、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等の有無については、審査会が直接確認することを求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、『航空安全情報』2015年4月ないし同年6月号。

*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。（本件請求文書）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「航空安全情報2015年4月号 No.503」、「航空安全情報2015年5月号 No.504」及び「航空安全情報2015年6月号 No.505」を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条を適用して平成27年12月11日まで開示決定等の期限を延長した上で、同年9月3日付け防官文第13527号により、本件対象文書について法9条1項による原処分を行った。

2 航空安全情報について

- (1) 航空安全情報は、教育訓練等における事故防止や安全意識高揚の資とすることを目的として、陸上幕僚監部装備部航空機課（以下「航空機課」という。）が編集し、陸上幕僚監部が発行した部内向けの文書である。
- (2) 航空機課は、寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び航空機課が作成した巻頭・巻末の電磁的記録を編集して原稿を作成し、PDF形式に変換した後、防衛省内において印刷及び製本し冊子としている。
- (3) 寄稿者から寄せられた電磁的記録及び航空機課が作成した巻頭・巻末の電磁的記録は、原稿が完成した時点で必要がなくなるので廃棄しており、原稿についても、PDF形式に変換した時点で廃棄している。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の取扱いは上記2のとおりであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対

象文書の履歴情報についても特定を求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、異議申立人から開示の実施の申出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年1月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月22日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年4月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、教育訓練等における事故防止や安全意識高揚の資とすることを目的として、航空機課が編集し陸上幕僚監部が発行した部内向けの文書である。

異議申立人は、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 航空機課は、本件対象文書の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び航空機課が作成した巻頭・巻末の電磁的記録を編集して本件対象文書の原稿を作成し、PDF形式に変換した後、防衛省内において印刷及び製本し冊子としている。

イ 上記アの寄稿者から寄せられた電磁的記録及び航空機課が作成した巻頭・巻末の電磁的記録は、本件対象文書の原稿が完成した時点で必要がなくなるので、速やかに廃棄し、当該原稿についても、PDF形式に変換した時点で必要がなくなるので、速やかに廃棄している。

ウ 航空機課は、上記イのPDF形式の電磁的記録について、陸上自衛隊内の情報共有のために、部内イントラネット上の掲示板へ掲載している。

エ 本件対象文書は、掲示板へ掲載している上記ウのPDF形式の電磁的記録及び紙媒体であり、本件対象文書の外に電磁的記録は保有していない。

(2) 本件対象文書の作成方法及び利用方法を踏まえると、本件対象文書以外に電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久